

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

〔農地面積：412万ha〕

○サステイナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

➤ 農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステイナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業の持続的な発展

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

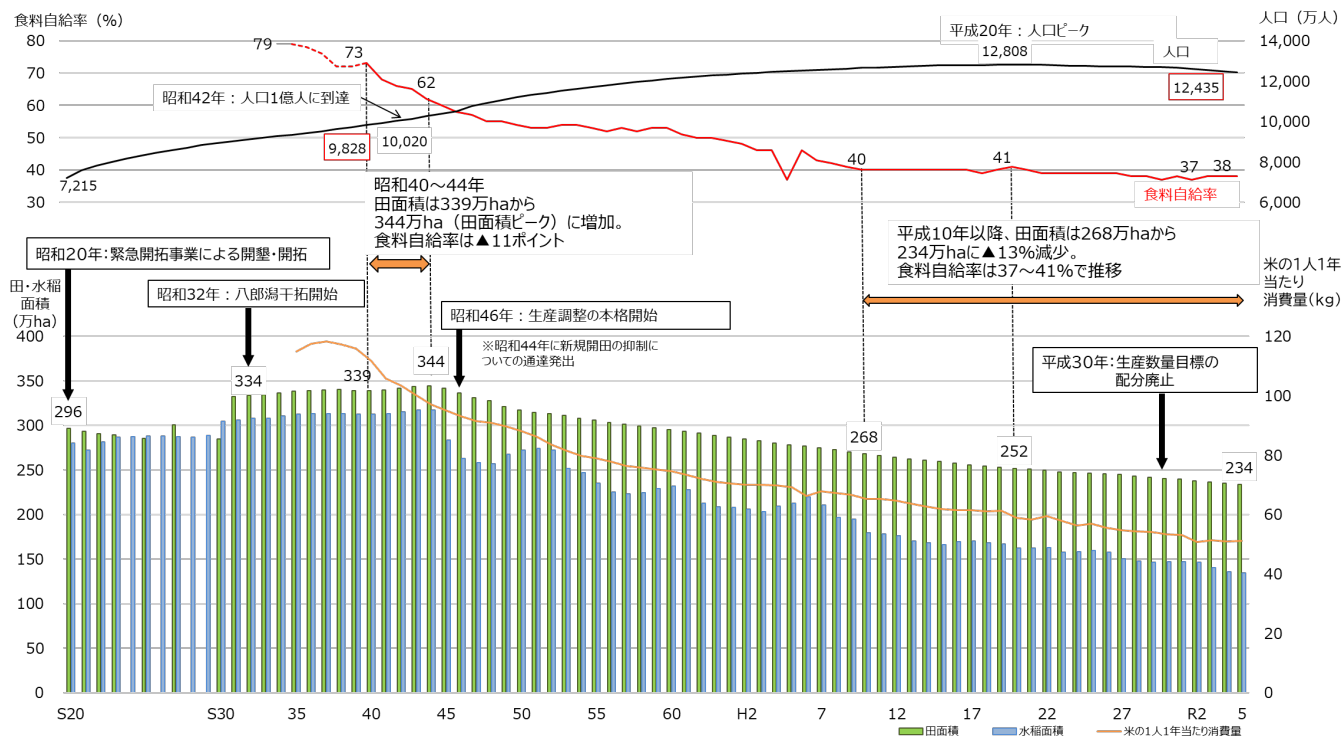
➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

人、農地、食料自給率①

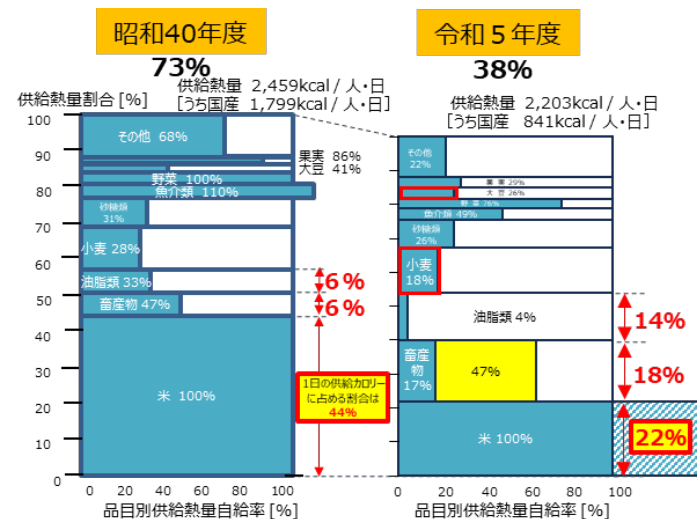
- 今から60年前にあたる**昭和40年度の食料自給率**（カロリーベース）は**73%**で、このときの**人口は約9,800万人**。その後、人口は増加する一方で農地面積は減少し、食料自給率は低下したが、平成初期に人口増加が緩やかになって以降、食料自給率も40%前後で推移。
- **食料自給率**（カロリーベース）を構成する一人一日当たり供給カロリーに占める**米の割合**は、昭和40年度と比較して**半分に低下**した一方、**小麦や大豆の割合**は、この間**あまり変化していない**。このため、食料自給率の向上に向けては、**小麦や大豆の国産切替え**を進め、これらの品目の**自給率を引き上げる**ことが重要。

人口、田面積、食料自給率の長期的推移（昭和20年～）及びコメ需給（昭和35年～）の状況



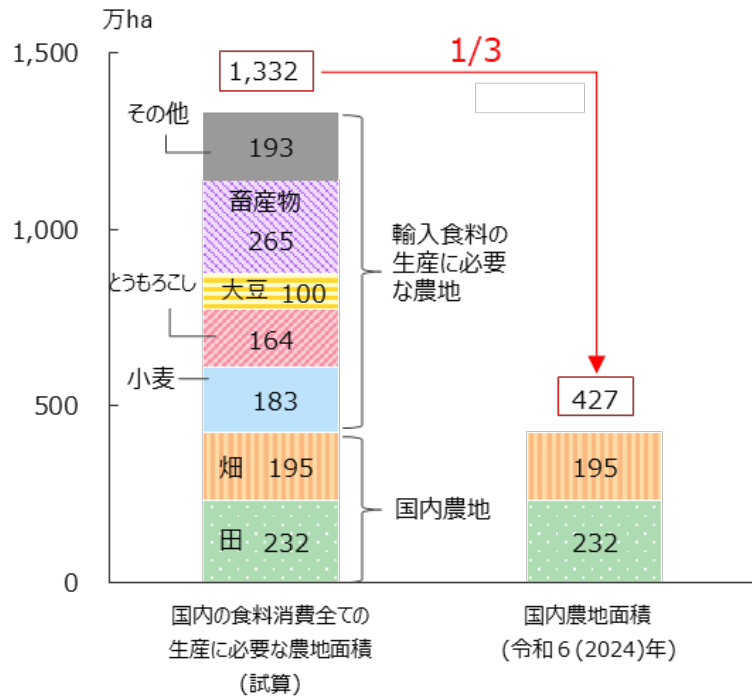
資料: 人口、田・水稲面積、食料自給率については、総務省「人口推計」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「食料需給表」
 注1: 食料自給率について、飼料自給率を考慮した食料自給率は昭和40年以降であり、昭和35~39年とは接続しない。
 2: 田面積について、昭和31年以降は標本調査による農地統計であり、それ以前とは調査手法が異なるため値が連続しない。また、昭和24年、26年、28年及び29年は調査・推計を行っていない。

食料消費構造と食料自給率（カロリーベース）の変化

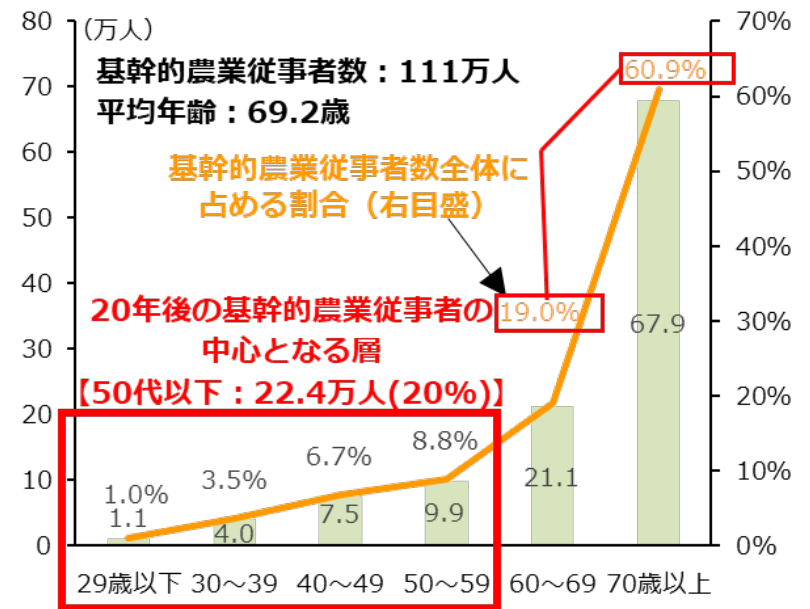


人、農地、食料自給率②

- 我が国においては、農地が国内需要全体を賄うために必要な面積の1/3しかない。
- また、基幹的農業農業者の平均年齢は69.2歳となっており、今後、高齢者のリタイアによる急速な減少が見込まれる。



○基幹的農業従事者数の年齢構成 (令和6年)



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に作成
 注：1) 1年1作を前提とし、海外に依存している輸入品目別の農地面積は、令和2(2020)～4(2022)年の数値
 2) 「その他」は、なたねや大麦等を含む
 3) 畜産物は、輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の数量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの

水田政策の見直し等

○水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

○米の輸出拡大

海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸出米の生産費の採算ライン（約9,500円/60kg（輸出業者からの聴き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000円/60kgであり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

このため、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圃の解消

農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

農地の確保と有効利用

- ✓ 農地面積は減少傾向で推移。農地の総権利移動の面積は横ばい傾向で推移
- ✓ 農地バンクや基盤整備を活用し、目標地図に位置付けられた受け手への集積・集約化を推進

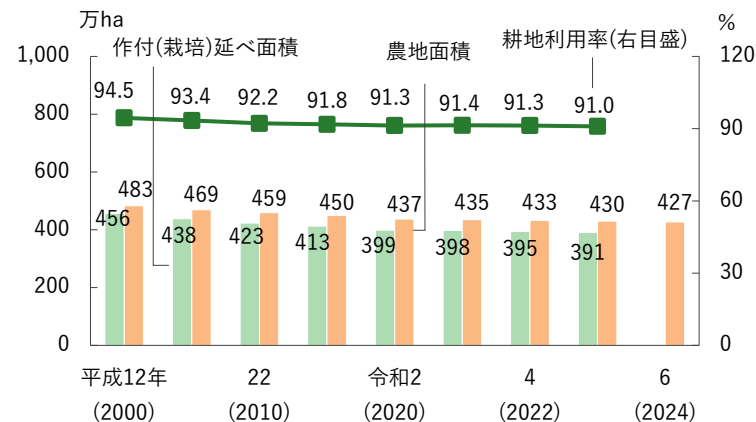
農地の動向

- 2024年の農地面積は、耕地の荒廃や転用等により、前年に比べ2万5千ha減少し427万ha
- 2023年度に新たに発生した荒廃農地面積は2.5万ha、新たに再生利用された荒廃農地面積は1.0万ha
- 相続未登記農地の面積は、2022年3月末時点で52.0万ha。農地バンクを経由して担い手への農地の集積・集約化を推進
- 農地バンクを中心としてリース方式による企業の参入を促進
- 外国法人等が議決権を有する日本法人等による農地取得は0.6ha

農地の集積・集約化の推進

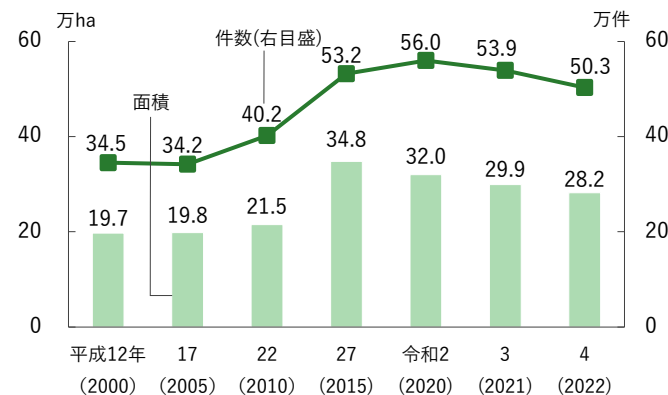
- 農地の総権利移動の面積は近年横ばい傾向で推移しており、2022年は前年に比べ5.6%減少し28万2千ha
- 担い手への農地集積率は増加傾向にあり、2023年度は前年度に比べ0.9ポイント上昇し60.4%
- 農地バンクは地域計画の中で目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図に位置付けられた受け手に対して、農地の集積・集約化を促進
- 2023年度の農地バンクの借入面積は前年度から7,300ha増加し5万2千haとなったほか、転貸面積は前年度から8,200ha増加し6万2千ha
- 農業委員会では、農地の利用集積や遊休農地の解消、新規参入の促進等による農地利用の最適化活動を実施。また、農業委員会系統組織では、農地バンクへの貸付け等を促進

農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷農地面積×100

農地の総権利移動の面積、権利移動の件数



資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」

スマート農業技術の開発・導入、農業支援サービス事業者の育成

- 農業者が大幅に減少することが見込まれる中、**少ない人数でも安定的に食料を供給できる体制の確立**が課題。
- このため、スマート農業技術活用促進法に基づく、研究開発等に取り組むスタートアップ等に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による**研究開発**、スマート農業技術に適合した**栽培方法の見直し等の新たな生産の方式の導入**、スマート農業技術の活用を促進する**農業支援サービス事業者の活動支援**等を推進。

現場が必要とするスマート農業技術の開発（果樹（りんごの例））

	せん定	摘花・授粉・摘果	生育管理	防除	収穫・運搬	選別	出荷
現状	 熟練者の経験に基づいた手作業	 熟練者の経験に基づいた手作業	 農業者の手作業による草刈りやかん水等の樹体管理	 農業者の手散布や乗用型SSによる散布	 限られた時期に多くの作業員による高所での作業	 共同選果場の効率化のための庭先での手作業	 人手をかけた目視での選別作業
開発が必要な技術	 せん定ロボットの開発	 自律的な着果制御・授粉ドローンの開発	 センシング技術によるスマート樹体管理システムの開発 完全自律型草刈り機の開発	 肥料・農薬等の自動散布を行う自動SSの開発 AI病害虫診断によるスポット散布技術の開発	 自動収穫機等の開発 自動管理機等の統合運用システムの開発	 共同選果場の高度化により、庭先選果が不要	 外観・品質に基づいた高度かつ迅速な自動選果技術の開発

(写真は J A 全農青森ホームページより引用)

農業支援サービス事業者の育成・活動支援

専門作業受注型

農作業を受託して農業者の負担を軽減



- ・ドローンによる防除、追肥作業
- ・リモコン草刈り機等を活用した畦畔管理の代行

データ分析型

農業関連データを分析して解決策を提案



- ・ドローンを活用した作物の生育状況のセンシング
- ・生産や市況のデータを分析、最適な出荷時期を提案

スマート農業技術の効果を最大化するための生産方式の転換

(例1)ロボットトラクタ + ターン農道の整備

(例2)運搬ロボット+果樹の省力樹形（りんごの例）



ロボットトラクタの導入



ターン農道を整備することで切り返し等が不要となり、作業効率が向上



自動運搬ロボットの導入



省力樹形とし、直線的に配置することにより、機械作業が容易に

スマート農業機械の開発とサービスの供給に取り組む 研究開発型スタートアップ



ねぎの自動農薬散布ロボット

- ・自社で開発したねぎの自動農薬散布ロボットで、農薬散布サービスを展開

森林・林業基本計画の基本的な方針

前計画

新計画

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

目標の進捗

- 森林資源は充実(54億㎡)、複層林の誘導に遅れ
- 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万㎡に

施策の方向

- 原木の安定供給体制の構築
- 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

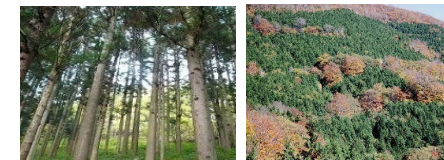
- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

○ 森林資源の適正な管理・利用

- 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- 森林整備・治山対策による国土強靱化
- 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際・地場競争力の強化

- JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



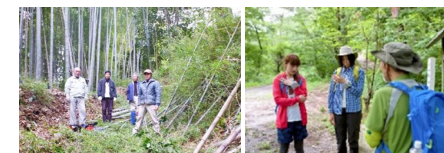
○ 都市等における「第2の森林」づくり

- 都市・非住宅分野等への木材利用
- 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- 木材製品の輸出促進、バイオマス熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



【分野横断】デジタル化・新型コロナ対応・東日本大震災からの復興、みどりの食料システム戦略と調和

森林・林業基本計画のポイント

森林の有する多面的機能の 発揮に関する施策

- 森林計画制度の運用を見直し、**適正な伐採更新を確保**（伐採造林届出制度見直しと指導等の強化など）
- 優良種苗の生産体制の整備、**エリートツリー等を活用した低コスト造林**、野生鳥獣被害対策等を推進
- 間伐・再造林の推進により、**森林吸収量を確保・強化**（間伐等特措法）
- **森林環境譲与税を活用した針広混交林化**、希少な森林生態系の保護管理
- 国土強靱化5か年加速化対策に基づき、**治山事業を推進**
- 災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな**治山ダム**の配置、森林土壌の保全強化、**流水対策**、規格構造の高い**林道整備**を推進
- 農林複合的な所得確保、広葉樹、キノコ等の**地域資源の活用**、農林地の**管理利用**の推進
- **森林サービス産業の推進**、関係人口の拡大
- 植樹など**国民参加の森林づくり**等を推進

林業の持続的かつ健全な 発展に関する施策

- 長期にわたる持続的な経営ができる林業経営体を育成
- **生産性や安全性を抜本的に改善する「新しい林業」**を展開。
 - エリートツリーによる低コスト造林と収穫期間の短縮
 - 自動操作機械等による省力化・軽労化
- **担い手となる林業経営体の育成**
 - 経営管理権の設定等による長期的な経営の確保
 - 法人化・協業化、林産複合型経営体など経営基盤の強化
 - 経営プランナー育成など経営力の強化等
- 人材の育成確保（**新規就業者への支援、段階的な人材育成**）
- 林業従事者の労働環境の改善（**他産業並所得の確保**、能力評価、**労働安全対策の強化**）

林産物の供給及び利用の 確保に関する施策

- 原木の**安定供給**（ICT導入等による商物分離、サプライチェーン・マネジメントの推進）
- 木材産業の競争力強化
 - [**国際競争力の強化**]
JAS・KD材、集成材等の低コスト供給体制の整備、工場間連携・再編等による規模拡大
 - [**地場競争力の強化**]
板材・平角など多品目生産に向けた施設の切り替え、大径材の活用
 - [**JAS製品の供給促進**]
JAS製品の生産・利用に向けた条件整備、関係者によるJAS手数料水準のあり方、瑕疵保証制度の検討等を促進
 - [**その他**]
横架材など国産材比率の低い分野、家具等への利用促進
- **都市等における木材利用の促進**（耐火部材やCLT等の民間非住宅分野への利用等）
- **木材等の輸出促進**、**木質バイオマスの利用**（熱電利用、資源の持続的な利用）

国有林野の管理経営に関する施策

- 国土保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的・計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上。
- 上記への寄与を目標とし、国有林野の管理経営を推進。

その他横断的に推進すべき施策

- デジタル化（森林クラウドの導入、木材のICT生産流通管理、林業DX等）
- コロナ対応（需要急減時の生産調整・造林への振り替え、在宅勤務に対応したリフォーム需要の取り込み）
- 東日本大震災からの復興・創生、「みどりの食料システム戦略」と調和

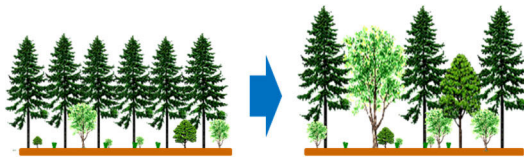
森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

主な施策

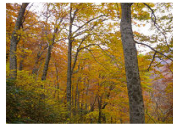
複層林化と天然生林の保全管理の推進

- 森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用した針広混交林化
- 広葉樹保残など生物多様性に配慮した施業
- 希少な森林生態系の保護、里山林の管理

広葉樹導入による針広混交林化



天然生林の適切な保全管理



育成複層林への効率的な誘導



育成単層林の維持



適切な森林施業の確保/再造林の推進

- 森林計画制度の下での適正な伐採、更新等の確保
- レーザ測量等を活用した森林情報の高度化
- 新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト型造林の推進
- 野生鳥獣被害対策の推進
- 林道等路網の強靱化・長寿命化



エリートツリー植栽



林道の強靱化

新たな山村価値の創造

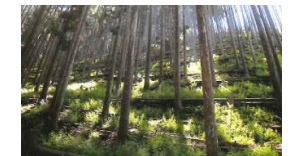
- 広葉樹、特用林産物など地域資源の活用
- 地域における農林地の管理・利用を通じた集落の維持活性化
- 森林サービス産業等による所得確保の機会創出や関係人口の拡大

国土保全の推進

- 国土強靱化5か年加速化対策に基づく森林整備・治山対策
- 治山ダム等既存施設の長寿命化
- 保安林の保全管理、林地開発許可制度の適正な運用



流木捕捉式治山ダム



間伐・筋工の設置

カーボンニュートラル実現への貢献

- 間伐やエリートツリー等の再造林による中長期的な森林吸収量の確保・強化
- 木質バイオマス利用によるCO₂排出削減、木材利用による炭素貯蔵
- 森林の公益的機能に留意した、風力や地熱発電に対する林地の適正な利用の促進



広葉樹の家具



森林空間の活用

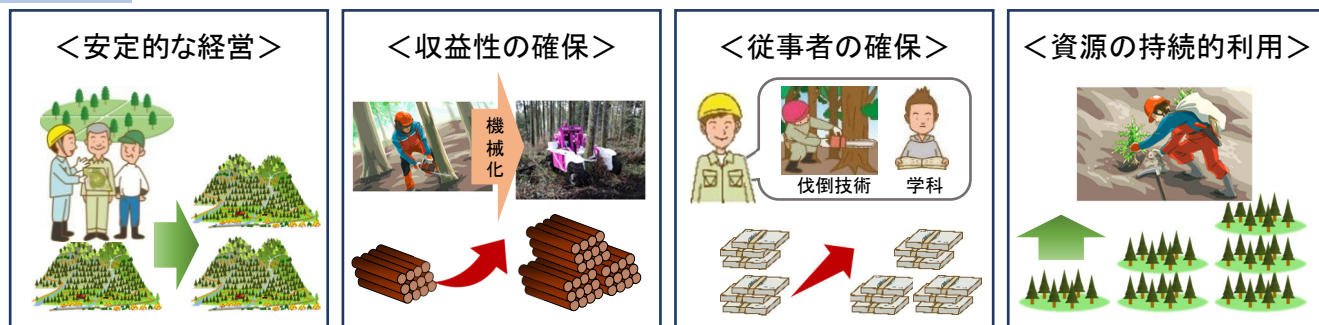
林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

望ましい林業構造の確立＝長期にわたる持続的な経営

ポイント

- ▶ 林業経営の「**長期・持続性**」の確保
⇒ 長期にわたり経営し得る権利等の取得と、林業従事者の所得や労働環境の向上
- ▶ 森林資源の「**循環利用**」の確保
⇒ 適正な伐採と再生林を行う林業経営体の育成

方向性



伐採から再生林・保育の収支をプラス転換

主な施策

「新しい林業」の展開

○ 造林コスト低減と収穫期間短縮

- ・ ドローン等による苗木運搬
- ・ 伐採と造林の一貫作業
- ・ エリートツリー等の活用



○ 林業作業の省力化・軽労化

- ・ 遠隔操作や自動操作機械等の開発普及



○ 木材の生産流通管理等の効率化

- ・ レーザ測量による森林情報の把握、ICTの活用



○ 新技術の導入・産学官連携

担い手となる林業経営体の育成

○ 長期的な経営の確保

- ・ 施業集約化と長期施業受委託、経営管理権設定の促進



○ 経営基盤・経営力の強化

- ・ 森林組合法に基づく事業連携等の促進
- ・ 民間事業体の法人化・協業化の促進

○ 生産性の向上

- ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入



○ 再生林の実施体制の整備

- ・ 素材生産者と造林者のマッチング、造林作業手の育成

○ 法令遵守、自主行動規範の策定

人材の育成・確保

- ・ 林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者のサポート
- ・ 段階的・体系的な人材育成
- ・ 女性活躍、林福連携の促進



林業従事者の労働環境改善

- ・ 通年雇用化等による他産業並みの所得確保
- ・ 技能評価試験など能力評価



[10年後: 死傷年千人率の半減]

- ・ 労働安全対策の強化



林産物の供給及び利用の確保に関する施策

主な施策

原木の安定供給

木材需要に応じた最適な生産流通



木材産業の競争力強化

大規模工場と中小地場工場の競争力強化



新たな木材需要の獲得



国産材利用の裾野の拡大

木材の生産流通の効率化

- 原木のとりまとめ・価格交渉力の強化を通じた安定供給体制への転換
- ICTを活用した木材の生産流通管理の導入による商物分離の促進
- 地域におけるサプライチェーンマネジメントの推進

「国際競争力」の強化

- JAS・KD材、集成材等を低コストで安定的に供給できる体制を整備

「地場競争力」の強化

- 多様な消費者ニーズをくみ取り、多品目の製品供給を柔軟にできる体制を整備

JAS製品の供給促進

- JAS規格(区分・基準等)の合理化 等

都市等における木材利用の拡大

- 非住宅分野等の木造化・内装の木質化
- 耐火部材等の建築実証、木造設計者育成
- 家具など生活関連分野等での利用促進

木質バイオマスの利用拡大

- 地域内での熱電併給・熱利用の推進
- CNF、改質リグニン等の研究開発

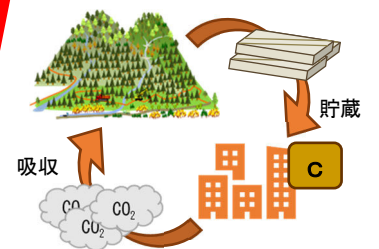
木材製品の輸出拡大

- 付加価値の高い木材製品の輸出促進



カーボンニュートラル実現への貢献

- 化石燃料代替によるCO₂の排出削減
- 木材利用による炭素の貯蔵



花粉発生源対策

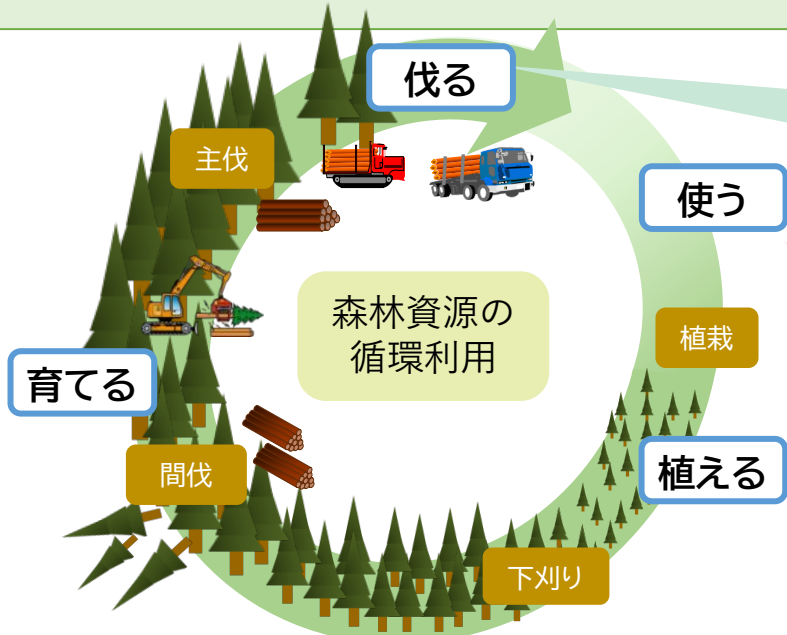
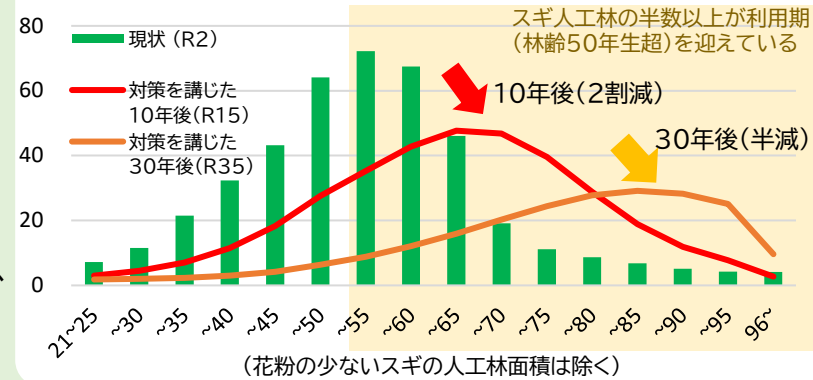
政府の花粉症対策は、

「発生源対策」「飛散対策」「発症・ばく露対策」。

林野庁は「発生源対策」として、

「伐って、使って、植えて、育てる」 森林資源の循環利用を推進し、花粉発生源となるスギの人工林を、10年後に約2割減少させることを目指し、花粉の少ない森林への転換を進めます。

スギ人工林の現状と将来



伐採・植替え等の加速化

都市周辺のスギ人工林伐採重点区域において、集中的に伐採・植替えを推進。



スギ材需要の拡大

スギを使った製品の開発や、地域の工務店によるスギの利用を促進。

【小鹿野町役場】令和5年度木材利用優良施設等コンクール農林水産大臣賞受賞



生産性向上と労働力の確保

植替えの促進のため、高性能林業機械の導入を支援し、建設業等と連携し労働力を確保。



花粉の少ない苗木の生産拡大

植替えに必要な「花粉の少ない苗木」の生産施設の整備や、品種開発を実施。

花粉症対策の全体像

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定

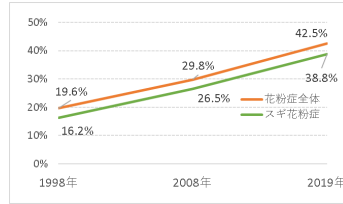
I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

→ 今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

II 花粉症の実態と人工林の将来

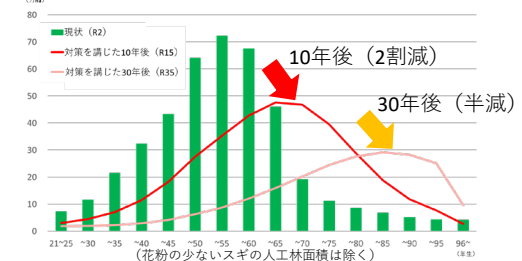
▶ 有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



出典) 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会のデータより作成

▶ 医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）
→ 保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

▶ 花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は**431万ha**



▶ 「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

III 花粉症対策の3本柱

1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的（約30年後）には花粉発生量の半減**を目指す。

● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）**約7万ha/年**まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進
→ 花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**に
（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

● スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた**加工流通施設の国内整備**の支援、国産材の利用割合の低い横架材等について**輸入材を代替可能な製品を製造する技術**の普及等、安定供給体制の構築
- **JAS規格・建築基準**の合理化
- **国産材を活用した住宅に係る表示**の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
- 建築物に係る**ライフサイクルカーボン**の評価方法の構築（3年を目途）
- **住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化**等
⇒ 需要を1,240万㎡→（10年後）**1,710万㎡（470万㎡増）**に拡大

● 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
⇒ 10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に引上げ

● 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

労働力の大幅な減少が見込まれる中、
- 高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**
- 外国人材の受入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**

→ 年内に「**林業活性化・木材利用推進パッケージ**」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

2. 飛散対策

● スギ花粉飛散量の予測

▶ 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**

- スギ雄花芽調査の強化（34都府県→**全国に拡大、調査地点数の倍増**）等【環境省・林野庁】
- 航空レーザー計測による**スギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化**、それらのデータの公開の推進【林野庁】
- スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した**詳細な三次元の気象情報の提供**【気象庁】
- 花粉飛散量の**実測データ**の提供、**画像解析**を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】
- 花粉飛散量の**標準的な表示ランク**の設定・周知【環境省】

● スギ花粉の飛散防止

▶ 効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、スギ花粉の**飛散防止剤の開発を促進**し、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

3. 発症・曝露対策

● 花粉症の治療

- 診療ガイドライン改訂や**対症療法等の医療・相談体制**の整備を推進【厚生労働省】
- **アレルギー免疫療法（舌下免疫療法等）**の開始時期等について、医療機関等における適切な**情報提供や集中的な広報**を実施【厚生労働省】
 - 学会等を通じた医療機関等への協力要請
 - 実施医療機関のリスト化・周知
 - オンライン診療可能な医療機関の周知
- **森林組合等への協力要請や企業への要請**等に着手
⇒ **舌下免疫療法の治療薬**を25万人分/年→（5年以内）**100万人分/年に増産**【厚生労働省】
- 治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での**研究開発**等を支援【文部科学省・厚生労働省】

● 花粉症対策製品など

- 花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、**認証取得製品（網戸、衣服等）の拡大・普及**の推進【経済産業省】
- **スギ花粉米**の実用化に向け臨床研究等を実施【農林水産省】

● 予防行動

- 花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携して**広く周知**【環境省・厚生労働省】
- 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉曝露対策**を推進する仕組みの整備【経済産業省】

福岡県農林水産振興基本計画

令和 4 年 3 月
福 岡 県

目 次

第1章 計画の位置づけと基本的な考え方

第2章 目標と目指す方向

第3章 施策の展開方向

- 1 マーケットインの視点で生産力を強化
- 2 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進
- 3 農林水産業の次代を担う「人財」を育成
- 4 持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進
- 5 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

第1章 計画の位置づけと基本的な考え方

1 計画の位置づけ

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成26年福岡県条例第51号）第7条第1項に基づき、今後の県の施策を体系的に示すものです。

2 計画の基本的な考え方

県では、これまで「福岡の食」の販売・消費の促進、輸出の拡大、農林水産物の品質向上や安定供給、農林漁業への県民の支持拡大などに、農業・林業・水産業一体となって取り組んできました。

このような中、農林水産業及び農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、コロナ禍による生活様式の変化、頻発する気象災害など、大きく変化しています。

加えて、国内外で、SDGsへの関心の高まりや、環境重視の動きが加速しており、我が国においても、持続可能な食料供給システムを目指す「みどりの食料システム戦略」が制定されたところです。

本計画は、これまでの取組やこうした情勢の変化を踏まえ、消費者ニーズに対応した生産力やブランド力の強化、次代を担う「人財」の育成、家畜防疫の強化や地産地消といったワンヘルスの推進、頻発する気象災害を踏まえた防災・減災対策などの施策を中心に、稼げる農林水産業の実現に向け、取り組む施策の方向性を明確にしています。

3 計画期間

令和4年度～令和8年度

第2章 目標と目指す方向

1 目標

稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり

2 目指す方向

目標を実現し、本県農林水産業を成長産業へと誘導していくためには、収益性の高い農林漁業経営の確立と、持続性を両立させていくことが重要であり、次の5つの目指す方向のもと、施策を総合的に展開します。

○ マーケットインの視点で生産力を強化します

消費者ニーズに対応した生産の促進、DXの推進による高品質・高収量・省力化の実現、生産基盤の強化や集約化と大規模化の推進、資源の循環利用を通じた県産木材の供給拡大、海や河川の特性に応じた漁場や資源づくりの推進に取り組みます。

○ 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進します

福岡の農林水産物等の魅力発信による輸出の拡大、県独自品種や新技術の開発・普及の加速、福岡の農林水産物等の認知度向上と販売促進、新たな木材需要の獲得による県産木材の利用推進に取り組みます。

○ 農林水産業の次代を担う「人財」を育成します

リカレント教育などにより、農林漁業者の経営発展を推進するとともに、産地の受入体制強化により新規就業者の確保・定着を促進します。また、女性農林漁業者の能力発揮や農福連携の取組を推進します。

○ 持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進します

ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進するとともに、心や身体健康づくりに向け、森林等の利用を推進します。また、環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進、動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化に取り組みます。

○ 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進します

計画的な森林整備、治山施設やため池等の適正な管理や整備など、防災・減災対策を強化するとともに、農山漁村の活力向上と多面的機能の維持・強化を図ります。また、鳥獣被害対策を総合的に展開します。

第3章 施策の展開方向

1 マーケットインの視点で生産力を強化

(1) 消費者ニーズに対応した生産を促進

- ① 優良品種・家畜、先進的な施設や機械等の導入により、品質向上と安定生産を促進
- ② 優良種苗の安定供給を推進
- ③ 鮮度保持や一次加工、出荷規格の見直し等により、消費者ニーズへの対応力を強化

(2) DX^{*1}を推進し、高品質・高収量・省力化を実現

- ① 生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進
- ② デジタル化した物流情報を共有・活用できるシステムを構築し、物流の効率化を推進
- ③ AI^{*2}やIoT^{*3}等のスマート技術やロボット技術等を導入し、高品質・高収量・省力化を実現
- ④ 森林情報のデジタル化やスマート技術の導入により、林業生産の効率化を推進
- ⑤ ICT^{*4}を活用した海況情報の提供により、漁業生産の効率化を推進

(3) 生産基盤を強化し、集約化と大規模化を推進

- ① 農業水利施設、林道、漁港等の計画的な整備により、生産基盤を強化
- ② 農地の大区画化や集積・集約化を促進
- ③ 集出荷施設や調製施設等の広域共同利用施設の整備を推進
- ④ 林業経営の受託を進め、森林組合の経営規模を拡大
- ⑤ 生産の共同化等により、漁業経営の規模を拡大

(4) 資源の循環利用を通じ、県産木材の供給を拡大

- ① 利用期を迎えた人工林で、計画的に主伐を推進
- ② 新たな技術を取り入れた省力・低コストな作業の実践により、再生林を推進
- ③ 実需者が求める品質の確かな製材品の供給力を強化

(5) 海や河川の特성에んじ、漁場や資源づくりを推進

- ① 魚礁の設置や底質環境の改善を促進し、漁場の生産力を強化
- ② 資源管理と種苗放流により、水産資源の持続的な利用を推進
- ③ 環境に応じた管理と的確な指導により、養殖業の生産を安定

【施策目標】

	(現状)		(目標)
・ 出荷規格や出荷方法の見直しに取り組む事業者数	16 事業者	→	23 事業者
・ デジタルデータを活用した経営を行う経営体数	285 経営体	→	1,047 経営体
・ 農地の大区画化・集約化の取組件数	—	→	30 件/年
・ 原木生産量	276 千m ³ /年	→	360 千m ³ /年
・ 資源管理措置の見直しに取り組む団体数	—	→	50 団体

*1: Digital Transformation の略。IoT や AI 等の進化したデジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

*2: Artificial Intelligence の略。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する技術。

*3: Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、相互に制御する仕組み。

*4: Information and Communication Technology の略。デジタル化された情報の通信技術。

2 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進

(1) 世界に福岡の農林水産物等の魅力を発信し、輸出を拡大

- ① 市場調査やニーズ把握を強化し、県産農林水産物や加工品の輸出を拡大
- ② 輸出先国の規制に対応した輸出産地づくりを推進
- ③ 現地でのフェア開催等による情報発信を強化し、県産農林水産物等の認知度を向上
- ④ 九州各県等と連携した農林水産物のPR、販売を促進
- ⑤ 海外での品種登録・商標登録により、知的財産を戦略的に活用

(2) 県独自品種や新技術の開発・普及を加速

- ① 気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種の開発を加速
- ② 現地実証の拡大により、新品種の普及を迅速化
- ③ 生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証

(3) 福岡の農林水産物等の認知度向上と販売を促進

- ① 首都圏や関西圏等での販売促進活動を通じ、県産農林水産物や加工品の一体的な売込みを強化
- ② 有名店での「福岡フェア」の開催や大規模な大会等でのPRにより、県産農林水産物等の認知度を向上
- ③ 外食事業者等のニーズの把握と産地へのフィードバックを強化
- ④ 消費者ニーズを捉え、付加価値の高い6次化商品の開発を促進
- ⑤ 共同輸送等で流通コストを削減し、県外での有利販売を促進

(4) 新たな木材需要を獲得し、県産木材の利用を推進

- ① 公共・民間建築物の木造・木質化を促進
- ② 展示会や商談会を通じ、家具や木製品の販路を拡大
- ③ 木質バイオマスのエネルギー利用を促進

【施策目標】

	(現状)		(目標)
・県産農林水産物の輸出額	38.1 億円／年	→	72 億円／年
・生産者・実需者ニーズに応じた新品種 の開発数	4 件 [※]	→	6 件 [※]
・福岡フェア等における県産食材の取扱高	287 百万円／年	→	400 百万円／年
・ブランド品目数	15 品目	→	20 品目
・商談が成立した6次化商品数	57 商品／年	→	350 商品 [※]
・公共建築物等における木材利用量	9,657 m ³ ／年	→	55,000 m ³ [※]

※5か年の合計

3 農林水産業の次代を担う「人財」を育成

(1) 農林漁業者の経営発展を推進

- ① 農業大学校を拠点としたリカレント教育*5により、先進技術等に対応できる人材を育成
- ② 農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術指導を強化
- ③ 農業経営の複合化・法人化、雇用導入等により、経営を強化
- ④ 経営感覚に優れた人材育成を通じ、森林組合や漁業者等の経営基盤強化を推進

(2) 産地の受入体制を強化し、新規就業者の確保・定着を促進

- ① 就業希望者への相談・斡旋体制を強化
- ② 農業大学校の機能強化やトレーニングファーム等の地域に密着した研修機関の整備により、就農前後の支援を強化
- ③ 労働環境の改善を通じ、林業の担い手を確保
- ④ 地域での研修や受入体制づくりにより、漁業就業者の定着を強化

(3) 女性農林漁業者の能力発揮を促進

- ① 女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成
- ② 男女共同参画社会の実現に向け、農山漁村における女性農林漁業者の社会参画を促進

(4) 農福連携を推進

- ① 農業者に対する農福連携への理解を促進
- ② 関係団体と連携し、農業分野での障がいのある方の活躍の場を拡大
- ③ 障がいのある方が働きやすい環境整備を促進

【施策目標】

	(現状)		(目標)
・新規農業法人数	40 法人／年	→	250 法人*
・新規就業者数	500 人／年	→	2,630 人*
	(農業 387 人／年	→	2,000 人*)
	(林業 52 人／年	→	280 人*)
	(漁業 61 人／年	→	350 人*)
・経営参画する女性農業者数	274 人	→	420 人
・農福連携に取り組む農業経営体数	62 経営体	→	115 経営体

※5か年の合計

*5：学校を卒業し社会に出た後も、新たな場面で求められる能力や技術を身につけるため、生涯を通じて学び直しを行うこと。

4 持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進

(1) ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進

- ① 農林水産物のワンヘルス認証制度等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進
- ② 農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくり等により、地産地消の取組を強化
- ③ 産地との連携を強化し、学校給食における県産農林水産物の利用を拡大
- ④ 農林漁業体験や生産者との交流、食文化の発信等を通じ、食育を推進

(2) 心や身体の花健康づくりに向け、森林等の利用を推進

- ① 心や身体の花健康づくりのため、「ワンヘルスの森」の利用を推進
- ② 森林や木に親しむ機会を通じ、木育を推進
- ③ 花や緑に親しみ育てる機会を通じ、花育を推進

(3) 環境に配慮した生産と食の安全・安心を推進

- ① 減農薬、減化学肥料栽培など、環境に配慮した農業を推進
- ② G A P^{*6}や集荷・加工施設の衛生管理の強化により、安全・安心な農林水産物等の生産を推進
- ③ 県民の「食」の選択に必要な適正な食品表示を推進

(4) 動物の保健衛生の一元化と家畜防疫を強化

- ① 「動物保健衛生所」を設置し、家畜と野生動物、愛玩動物の保健衛生の一元化を推進
- ② 動物の保健衛生を担う人材を育成
- ③ 家畜伝染病の防疫対策を強化

【施策目標】

	(現状)		(目標)
・ワンヘルスの実践に取り組む経営体数	—	→	6,000 経営体
・ふくおか地産地消応援ファミリー数	47,035 世帯	→	70,000 世帯
・学校給食における県産農林水産物の使用割合	32.9 %	→	35 %
・ふくおか地産地消応援の店の数	1,659 店	→	2,200 店
・「ワンヘルスの森」来場者数	254 千人/年	→	1,400 千人 [※]
・国際水準G A Pの認証取得数	37 件	→	60 件
・動物の保健衛生一元化に向けた人材育成のための連携専門機関数	—	→	15 機関

※5か年の合計

*6: Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略。農産物の生産過程での衛生管理や安全管理に関するルールを作り、農薬の使用状況や異物混入について農業者自らがチェックを行う安全対策。

5 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

(1) 防災・減災対策を強化

- ① 農業水利施設等を活用し、流域治水を推進
- ② 計画的な森林整備と治山施設やため池、漁港等の適正な管理や整備により、防災機能を向上
- ③ 地域の実状に合った防災施設の整備や農地の利用を推進し、災害リスクを低減
- ④ 被災した農林水産施設を速やかに復旧し、農林漁業者の生産継続を支援
- ⑤ リスクに備え収入保険制度等への加入を促進

(2) 中山間地域をはじめとした農山漁村の活力を向上

- ① 中山間地域の特性に合った収益性の高い農林産物の栽培や特産物づくりを推進
- ② 地域資源を活かした農泊等の取組により、魅力ある農山漁村づくりを促進
- ③ 企業や都市住民等の参加や移住定住の促進で、農山漁村を支える多様な人材を確保
- ④ 漁港の機能や魅力を活用し、漁村の賑わいを創出

(3) 農山漁村の多面的機能を維持・強化

- ① 地域の共同活動等の支援を強化し、農地の保全や水路等の維持を推進
- ② CO₂吸収等の公益的機能を発揮できる森林づくりを推進
- ③ 藻場や干潟、河川の環境保全を推進
- ④ 再生可能エネルギーや省エネ施設・機器の導入を促進
- ⑤ 荒廃農地の発生を抑制するとともに、再生を支援

(4) 鳥獣被害対策を総合的に展開

- ① 里山保全の取組等により、侵入防止を徹底
- ② 狩猟者等の人材育成と市町村の枠を越えた広域的な取組により、捕獲体制を強化
- ③ 「ふくおかジビエ」の魅力発信と加工用途の拡大により、獣肉の利用を促進

【施策目標】

	(現状)		(目標)
・防災重点農業用ため池の劣化状況評価実施数	—	→	2,622 か所
・中山間応援サポーター活動への参加者数	71 人／年	→	240 人／年
・農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545 ha	→	42,180 ha
・森林荒廃の未然防止に取り組む面積	3,700 ha	→	9,400 ha
・藻場・干潟の保全に取り組む人数	758 人	→	850 人
・有害鳥獣の捕獲者数	3,004 人	→	3,100 人